

条件付き一般競争入札公告

株式会社 佐賀バルナーズが発注する「スポーツ交流施設の整備にかかる設計監理・建設工事」の条件付き一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 7 年 11 月 26 日
株式会社佐賀バルナーズ
代表取締役 田島 寿太郎

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 佐賀バルナーズ スポーツ交流施設整備事業工事
- (2) 工事場所 佐賀県佐賀市成章町 136 他
- (3) 予定工期 契約締結の日から令和8年12月31日まで

2. 業務概要

佐賀バルナーズのスポーツ交流施設にかかる設計監理業務及び建築一式工事、外構工事

3. 入札方法等

- (1) 入札方法 条件付き一般競争入札
- (2) 予定価格 公表しない
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無

4. 入札参加資格

(1) 本業務の入札に参加できる者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。尚、設計・建設共同企業体(以下「JV」という。)による2社での参加も可とする。

- ア 経営規模等評価結果通知書による総合評定値(P)の点数が950点以上の者
- イ 佐賀市内に本店または支店を有していること※JVの場合はどちらとも満たすこと。
- ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置できること。
- エ 鉄骨造の建築物(体育館)で延べ面積1,000㎡以上の新築の建設工事について、平成27年4月1日から本公告までに元請けとして竣工した実績を有すること。
または、鉄骨造の建築物(体育館)で延べ面積1,000㎡以上の基本設計又は実施設計の受託実績を有すること。
- オ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、公告日時点において3カ月以上の常勤である一級建築士が3名以上所属していること。
- カ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、佐賀県内の地方公共団体による指名停止措置又は指名回避措置(以下「指名停止等の措置」という。)を受けていないこと。

5. 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和7年12月8日(月曜日)まで。(土、日祝祭日を除く)
- (2) 問合せ・受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 同種工事の施工実績調書(別紙1)
 - ウ 同種工事の設計実績調書(別紙2)
 - エ 規定する職員3名に係る資格を証する書類の写し及び雇用を証明する書類の写し(任意様

式)

- (4) 提出方法
郵送又は持参のみ※締切日午後 4 時必着
- (5) 提出・問合せ先
〒840-0826 佐賀県佐賀市白山 2 丁目 3-16
株式会社佐賀バルーンズ 石橋 ishibashi@ballooners.jp
- (6) 審査結果
令和 7 年 12 月 9 日（火曜日）に通知する。

6. 設計条件書等の配布

- (1) 入札参加資格が有りと確認された業者には、設計条件書等（CD-ROM）と入札説明書を令和 7 年 12 月 10 日（水曜日）より佐賀バルーンズ事務所にて配布する。（現場説明会は行わない。）
- (2) 配布した、設計条件書等（CD-ROM）は入札書と同封し、返却するものとする。

7. 質疑回答

- (1) 質疑書提出日時 令和 7 年 12 月 19 日（金曜日）正午 まで
※質問、回答の方法は入札説明書により通知する。

8. 入札書等の提出方法

- (1) 入札書及び積算内訳書（工事費、設計費、監理費における内訳書）
- (2) 提出期限 令和 8 年 1 月 7 日（水曜日）午後 4 時までに必着
- (3) 提出方法 郵送又は持参のみ
- (4) 提出先
〒840-0826 佐賀県佐賀市白山 2 丁目 3-16
株式会社佐賀バルーンズ 石橋 ishibashi@ballooners.jp
- (5) 提出時の注意
入札書には消費税額及び地方消費税額を含む金額を記載すること。

9. 開札を行う日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 1 月 8 日（木曜日）午前
- (2) 詳細な時間、場所については入札説明書にて通知する

10. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。
なお、入札は二回までとする。
- (3) 上記（2）によっても落札者がいない場合は、最低価格の入札者と協議を行うものとする。

11. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 13 条第 1 項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること。
- (3) 契約保証金の徴収は免除する。
- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うこと。
- (6) 一括下請負契約を行わないこと。
- (7) 支払い条件については落札業者と協議の上決定する。